特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十条第一項、海上運送法第三十九条の三十六第一項、造船法第三十一条第一項、株式会社国際協力銀行法第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法第十一条第一項並びに第五十八条第一項及び第二項、株式会社日本政策投資銀行法第二十七条第一項及び第二項、奄美群島振興開発特別措置法第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二十六条第一項、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）の施行の日（令和三年八月二十日）から施行する。

○財務省・国土交通省令第一号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の二十四第一項、第三十九条の二十五第二項、第三項及び第四項第三号イ、第三十九条の二十八第一項第三号、第三十九条の二十九並びに第三十九条の三十一第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、株式会社日本政策金融公庫の導入促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令を次のように定める。

令和三年八月二十日

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉

株式会社日本政策金融公庫の導入促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令

（導入促進円滑化業務の実施に関する方針）

第一条　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。以下「法」という。）第三十九条の二十四第一項の導入促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　導入促進円滑化業務の実施体制に関する事項

二　導入促進円滑化業務に関する次に掲げる事項

イ　貸付けの対象

ロ　貸付けの方法

ハ　利率

ニ　償還期限

ホ　据置期間

ヘ　償還の方法

ト　イからヘまでに掲げるもののほか、貸付けに関する事項

三　導入促進円滑化業務による信用の供与の対象とする貸付けの条件に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、導入促進円滑化業務を効果的かつ効率的に実施するために必要な事項

（指定金融機関に係る指定の申請等）

第二条　法第三十九条の二十五第二項の規定により指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　申請に係る意思の決定を証する書面

三　役員の氏名及び略歴を記載した書面

四　法第三十九条の二十五第一項第一号の金融機関としての行政庁の免許、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「免許等」という。）を受けていることを証する書面、当該免許等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面

五　指定申請者が法第三十九条の二十五第四項各号に該当しない旨を誓約する書面

六　役員が法第三十九条の二十五第四項第三号イ及びロのいずれにも該当しない者である旨を当該役員が誓約する書面

2　国土交通大臣又は財務大臣は、法第三十九条の二十五第一項の規定により指定するに当たり、前項各号に掲げる書類のほか必要な書類を提出させることができる。

（業務規程の記載事項）

第三条　法第三十九条の二十五第三項の国土交通省令・財務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　導入促進業務の実施体制に関する次に掲げる事項

イ　導入促進業務を統括する部署に関すること。

ロ　導入促進業務に係る人的構成に関すること。

ハ　導入促進業務に係る監査の実施に関すること。

ニ　導入促進業務を行う地域に関すること。

ホ　導入促進業務に係る相談窓口の設置に関すること。

二　導入促進業務の実施方法に関する次に掲げる事項

イ　貸付けの相手方

ロ　貸付けの対象となる資金

ハ　貸付けの限度額

ニ　貸付けの手続及び審査に関する事項

三　貸付けのために必要な導入促進円滑化業務による信用の供与の内容に関する事項

四　導入促進業務に係る債権の管理に関する事項

五　導入促進業務に係る帳簿の管理に関する事項

六　導入促進業務の委託に関する事項

七　その他導入促進業務の実施に関する事項

（法第三十九条の二十五第四項第三号イの国土交通省令・財務省令で定める者）

第四条　法第三十九条の二十五第四項第三号イの国土交通省令・財務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。